

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年8月19日

分任支出負担行為担当官

福岡空港事務所長 森島 隆広

1. 工事概要

- (1) 工 事 名 福岡空港事務所新庁舎電話設備整備その他工事
(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 福岡空港事務所現庁舎：福岡県福岡市博多区上臼井字屋敷295番地
福岡空港事務所新庁舎：福岡県福岡市博多区大字雀居2025番地3
- (3) 工事内容 福岡空港事務所現庁舎の機能の一部が福岡空港事務所新庁舎へ移転することに伴い、新庁舎に構内交換設備を含む電話設備を整備するとともに、現庁舎の電話交換機を改修のうえ、新庁舎と現庁舎間を内線電話で連絡することが可能となるよう、必要な機器取付などを行うことを目的とする。また、移転に合わせて、諸室毎の電話機設置及び必要なワンタッチボタン設定などの支援を行うもの。
- (4) 工 期 契約締結日の翌平日から令和7年3月14日まで
- (5) 本工事は、入札等を電子調達システムで行う対象工事である。
なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(施工能力評価型(Ⅱ型))の対象工事である。
- (7) 削除
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (9) 本工事は、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)の配置を認めない工事である。
- (10) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であ

って、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 開札時まで国土交通省の令和5・6年度一般（指名）競争参加資格者のうち「電気通信工事業」でA等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（令和4年10月3日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (4) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがされている者（(3)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付空経第386号）に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (7) 予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官福岡空港事務所長が定める資格要件を全て満たす者であること（詳細については、入札公告：別紙を参照。）。
 - (8) 競争入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
 - (9) 入札説明書の交付を受けた者であること。
 - (10) 施工計画に係る技術的所見が適正であること。

3. 入札手続き等

- (1) 担当部局別表1のとおり。
- (2) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム

<https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>

調達ポータル・電子調達システム ヘルプデスク

電話番号 0570-000-683（ナビダイヤル）

03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）

- (3) 入札説明書の交付期間及び方法 別表 1 のとおり。
- (4) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法 別表 1 のとおり。
- (5) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法 別表 1 のとおり。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - 1) 入札保証金 免除。
 - 2) 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代わる担保とすることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
なお、詳細は入札説明書による。
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の入札価格であり、総合評価による評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
落札者となるべき者の入札価格が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- (5) 配置予定監理（又は主任）技術者の確認
落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
- (6) 専任の監理（又は主任）技術者の配置が義務付けられている工事であって、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、専任の監理（又は主任）技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）
- (7) 手続きにおける交渉の有無 無。

- (8) 契約書作成の要否 要。
- (9) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
2.(3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3.(4)により申請書及び資料を提出することができるが、競争入札に参加するためには、開札の時ににおいて、2.(3)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。
- (11) 契約後 V E の提案 削除。
- (12) その他詳細は入札説明書による。

別表 1 入札手続きに係る日程等

別表 1

件名 : 福岡空港空港事務所新庁舎電話設備整備その他工事

項目		期間等	入札公告 記載箇所
担当部局		〒 8 1 2 - 0 0 0 5 福岡市博多区上臼井字屋敷 2 9 5 福岡空港事務所 総務部 会計課 電話番号 : 0 9 2 - 6 2 1 - 2 2 7 5 (内線 : 2 2 3 4) F A X : 0 9 2 - 6 2 1 - 3 0 6 3	3. (1)
入札説明書の交付 期間及び方法	交付期間	令和6年8月19日 ~ 令和6年8月29日 まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。ただし、最終日は14時00分までとする。)	3. (3)
	交付方法	上記担当部局に問い合わせること。	
申請書、資料の提出 期間、場所及び方法	申請書 提出期間	令和6年8月19日 ~ 令和6年8月29日 まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。ただし、最終日は14時00分までとする。)	3. (4)
	提出場所	上記担当部局と同じ	
	提出方法	申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより行う。 ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期間内必着。） 又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。） することにより行うものとする。	
入札及び開札の日 時、場所、入札書 の提出方法	入札日時 (電子調達システム)	令和6年9月20日 (09時00分から17時00分までの間。)	3. (5)
	入札日時 (紙入札)	令和6年9月20日 (09時00分から17時00分までの間。)	
	提出方法	電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、入札日時までに上記担当部局あて持参すること。 (郵送又は託送による提出は認めない。) なお、入札書に本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を明記することにより、入札書への押印を省略することができる。ただし、押印を省略した入札書であっても電子メールによる提出は認めない。	
	開札日時	令和6年9月24日 10時00分	
	開札場所	福岡空港事務所 会議室	

【入札公告：別紙】

件 名：福岡空港事務所新庁舎電話設備整備その他工事

発注概要

本工事は、福岡空港事務所現庁舎の機能の一部が福岡空港事務所新庁舎へ移転することに伴い、新庁舎に構内交換設備を含む電話設備を整備するとともに、現庁舎の電話交換機を改修のうえ、新庁舎と現庁舎間を内線電話で連絡することが可能となるよう、必要な機器取付などを行うことを目的とする。また、移転に合わせて、諸室毎の電話機設置及び必要なワンタッチボタン設定などの支援を行うもの。

競争参加資格の「予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官福岡空港事務所長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、以下に掲げる事項とする。

なお、当該契約の入札に参加するためには、競争参加資格の全ての事項を満たす者であること。

1. 元請けとして、平成21年4月1日以降に完成・引き渡し完了した、下記の①の要件を満たす工事の施工実績があること。

なお、工事の施工実績が平成21年4月1日以降に完成し、国土交通省が発注した工事の場合にあつては、工事成績評定点が65点未満のものを除くこと。

① 同種工事・類似工事

同種工事：300回線以上の電話交換機設備の設置又は更新工事

類似工事：① 航空保安用の施設又は工作物と接続されて所要の目的を発揮する電気通信施設、装置若しくは設備であつて建設業法という電気通信工事に該当する工事。

② ①項の外、建設業法施行令第15条に該当する公共性のある施設又は工作物に係る電気通信工事。

上記のうち同種工事は1件以上、類似工事は2件以上の施工実績を有すること。

2. 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に該当しない場合は、専任の義務は要しない。

1) 1. に掲げる工事の施工経験を有する者であること。

なお、工事実績が平成21年4月1日以降に完成し、国土交通省が発注した工事の場合にあつては、工事成績評定点が65点未満のものを除くこと。

2) 電気通信設備工事担任者（第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の資格者証の交付を受けた者又は総合通信の資格者証の交付を受けた者に限る）若しくはこれらと同等以上の資格を有する者であること。

3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずるものであること。

4) 競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

これを証することができる資料を求めることがあり、その提示がされない場合は競争入札に参加できないことがある。

5) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間は以下のとおりとする。

① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間。（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間。）

なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。

3. 令和4年4月1日以降に完成し、工事成績評定点の通知を受けた工事のうち、福岡空港事務所及び大阪航空局から受注した「電気通信工事業」に係る全ての工事成績評定点を合計し、一件あたりの平均が65点以上であること。

ただし、福岡空港事務所及び大阪航空局から受注した当該実績がない場合又は工事成績評定点の通知を受けていない場合はこの限りではない。